

別紙 - 20 を次のように改める。

(別紙 - 20)

収支予算の明細

[百万円(消費税込み)]

	新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分								
	収入	支出	収支差	収入		支出 (注1)			債務			
	料金収入	管理費等	貸付料支払い	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	災害復旧費	債務残高(期首)	機構への引き渡し債務		
										有利子借入金	社会資本借入金	無利子借入金
平成18年度	263,101	60,631	202,470	63,697	66,768	116,920	10,075	3,470	296,418	34,341	0	2,775
平成19年度	268,946	65,808	203,138	74,386	60,416	126,314	8,488	0	389,767	97,164	80,861	35,948
平成20年度	276,377	69,064	207,313	119,498	51,766	162,189	9,075	0	310,596	64,449	0	32,162
平成21年度	271,335	67,710	203,625	131,645	50,497	172,781	9,361	0	385,249	168,064	95,752	29,895
平成22年度	276,337	69,265	207,072	106,908	50,440	147,658	9,690	0	273,680	9,690	0	0
平成23年度	260,446	68,850	191,596	105,296	49,297	144,722	9,871	0	421,338	9,871	0	0
平成24年度	266,095	68,938	197,157	128,052	48,513	166,583	9,982	0	566,060	384,969	0	160,547
平成25年度	274,059	71,248	202,811	64,521	18,630	63,160	19,991	0	197,109	168,264	0	78,594
平成26年度	291,501	72,692	218,809	24,689	1,409	6,196	19,902	0	33,402	48,206	382	10,912
平成27年度	302,565	72,467	230,098	20,091	0	0	20,091	0	0	20,091	0	0
平成28年度	307,762	72,534	235,228	20,088	0	0	20,088	0	0	20,088	0	0
平成29年度	309,730	72,699	237,031	20,083	0	0	20,083	0	0	20,083	0	0
平成30年度	375,775	72,883	302,892	20,082	0	0	20,082	0	0	20,082	0	0
平成31年度	378,870	72,846	306,024	20,083	0	0	20,083	0	0	20,083	0	0
平成32年度	381,965	72,967	308,998	21,130	0	0	21,130	0	0	21,130	0	0
平成33年度	381,820	73,038	308,782	21,687	0	0	21,687	0	0	21,687	0	0
平成34年度	381,675	73,100	308,575	21,878	0	0	21,878	0	0	21,878	0	0
平成35年度	381,531	73,092	308,439	21,911	0	0	21,911	0	0	21,911	0	0
平成36年度	381,386	73,027	308,359	22,090	0	0	22,090	0	0	22,090	0	0
平成37年度	381,242	72,942	308,300	22,184	0	0	22,184	0	0	22,184	0	0
平成38年度	381,097	72,599	308,498	22,341	0	0	22,341	0	0	22,341	0	0
平成39年度	380,952	71,875	309,077	22,642	0	0	22,642	0	0	22,642	0	0
平成40年度	380,808	71,874	308,934	22,944	0	0	22,944	0	0	22,944	0	0
平成41年度	380,663	71,887	308,776	23,390	0	0	23,390	0	0	23,390	0	0
平成42年度	380,518	71,901	308,617	23,653	0	0	23,653	0	0	23,653	0	0
平成43年度	379,014	71,830	307,184	23,790	0	0	23,790	0	0	23,790	0	0
平成44年度	377,510	71,810	305,700	23,790	0	0	23,790	0	0	23,790	0	0
平成45年度	376,035	71,791	304,244	24,566	0	0	24,566	0	0	24,566	0	0
平成46年度	374,560	71,787	302,773	24,680	0	0	24,680	0	0	24,680	0	0
平成47年度	373,085	71,785	301,300	24,680	0	0	24,680	0	0	24,680	0	0
平成48年度	371,610	71,780	299,830	24,680	0	0	24,680	0	0	24,680	0	0
平成49年度	370,135	71,787	298,348	24,680	0	0	24,680	0	0	24,680	0	0
平成50年度	368,689	71,786	296,903	24,680	0	0	24,680	0	0	24,680	0	0
平成51年度	367,243	71,804	295,439	24,680	0	0	24,680	0	0	24,680	0	0
平成52年度	365,796	71,800	293,996	24,681	0	0	24,681	0	0	24,681	0	0
平成53年度	364,350	71,792	292,558	24,678	0	0	24,678	0	0	24,678	0	0
平成54年度	362,904	71,797	291,107	24,677	0	0	24,677	0	0	24,677	0	0
平成55年度	361,487	71,810	289,677	24,675	0	0	24,675	0	0	24,675	0	0
平成56年度	360,069	71,748	288,321	24,675	0	0	24,675	0	0	24,675	0	0
平成57年度	358,652	71,669	286,983	24,676	0	0	24,676	0	0	24,676	0	0
平成58年度	357,235	71,677	285,558	24,267	0	0	24,267	0	0	24,267	0	0
平成59年度	355,818	71,676	284,142	24,267	0	0	24,267	0	0	24,267	0	0
平成60年度	354,429	71,678	282,751	24,266	0	0	24,266	0	0	24,266	0	0
平成61年度	353,041	71,676	281,365	24,267	0	0	24,267	0	0	24,267	0	0
平成62年度	175,722	52,807	122,915	14,190	0	0	14,190	0	0	14,190	0	0
計	15,443,940	3,192,227	12,251,713	1,644,514	397,736	1,106,523	932,257	3,470	1,644,514	1,810,840	176,995	350,833

(注) 新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。

別紙 21 中「〔1〕料金の額」を「〔1〕均一料金の額」に改め、〔1〕一.を次のように改める。

一. 通常料金の額

東京線（本文記1 高速道路の路線名中、(1) から(19)まで、(21)から(23)まで、(25)のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町地内の区間、(26)から(28)まで及び(30)の路線をいう。以下同じ。）  
 神奈川線（本文記1 高速道路の路線名中、(20)、(24)、(25)のうち神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から同県川崎市川崎区浮島町までの区間及び(31)から(35)までの路線をいう。以下同じ。）  
 及び埼玉線（本文記1 高速道路の路線名中、(29)の路線をいう。以下同じ。）の通常料金の額は、普通車（道路運送車両法（昭和26 年法律第185 号）第3 条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車、普通自動車で乗車定員が29 人以下のもののうち、車両総重量8 トン未満かつ最大積載量5 トン未満のものをいう。以下同じ。）及び大型車（車両総重量8 トン以上、最大積載量5 トン以上又は乗車定員30 人以上の自動車及び大型特殊自動車（同法同条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）それぞれ1 回の通行につき、次のとおりとする。

普通車

東京線にあつては1 台につき	700 円
神奈川線にあつては1 台につき	600 円
埼玉線にあつては1 台につき	400 円

大型車

東京線にあつては1 台につき	1,400 円
神奈川線にあつては1 台につき	1,200 円
埼玉線にあつては1 台につき	800 円

別紙 21〔1〕中二.及び三.を削り、一.の次に二.、三.及び四.として次を加える。

二. 特定料金の額

(1) 特定料金(1)の額

下表左欄に掲げる路線を通行する自動車が、同表右欄に掲げる区間のみを通行する場合については、記一.の規定にかかわらず、それぞれ1 回の通行につき、普通車300 円、大型車600 円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
東京線	都道首都高速1号線	東京都台東区北上野一丁目から同都中央区日本橋本町四丁目まで〔入谷出入口から本町出入口まで（上野出入口から本町出入口までを含む。）ただし、入谷入口から本町出口方向へ通行する場合は、ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11 年建設省令第38 号。以下「建設省令」という。）第1 条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が

		不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。)に限る。]
	都道首都高速1号線	東京都大田区平和島五丁目から同区羽田旭町まで〔平和島出入口から羽田出入口まで(平和島出入口から空港西出入口までを含む。)]
	都道首都高速4号線	東京都杉並区永福一丁目から同区上高井戸三丁目まで〔永福出入口から上高井戸三丁目まで(永福出入口から高井戸出入口までを含む。〕。ただし、上高井戸三丁目から永福出口方向へ通行する場合は、ETC車に限る。]
	都道高速湾岸線及び神奈川県道高速湾岸線	神奈川県川崎市川崎区浮島町から東京都大田区羽田空港三丁目まで〔川崎浮島ジャンクション(浮島出入口を含む。以下同じ。)]から空港中央出入口まで(川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までを含む。)]
神奈川線	神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線	神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から東京都大田区羽田旭町まで(大師出入口から羽田出入口まで)
	神奈川県道高速横浜羽田空港線、横浜市道高速1号線	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目から同市神奈川区三ツ沢西町まで〔みなとみらい出入口から三ツ沢西町まで(みなとみらい出入口から横浜駅東口出入口まで、みなとみらい出入口から横浜駅西口出入口まで及びみなとみらい出入口から三ツ沢出入口までを含む。〕。ただし、ETC車に限る。]
	神奈川県道高速横浜羽田空港線、横浜市道高速1号線	神奈川県横浜市神奈川区神奈川二丁目から同区三ツ沢西町まで〔東神奈川出入口から三ツ沢西町まで(東神奈川出入口から横浜駅西口出入口まで及び東神奈川出入口から三ツ沢出入口までを含む。〕。ただし、ETC車に限る。]
	神奈川県道高速湾岸線	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から同市磯子区杉田五丁目まで〔並木三丁目から杉田出入口まで(幸浦出入口から杉田出入口までを含む。〕。ただし、並木三丁目から杉田出口方向へ通行する場合は、ETC車に限る。]
	神奈川県道高速湾岸線	神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで(東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで。ただし、ETC車に限る。)
	川崎市道高速縦貫線	神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで(殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで。ただし、ETC車に限る。)
埼玉線	埼玉県道高速さいたま戸田線	埼玉県さいたま市南区曲本一丁目から同県戸田市美女木四丁目まで(浦和南出入口から美女木ジャンクションまで)

埼玉県道高速さいたま戸田線	埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目から同市緑区大字三浦まで（新都心出入口からさいたま見沼出入口まで。ただし、ETC車に限る。）
---------------	---

(2) 特定料金(2)の額

下表左欄に掲げる路線を通行するETC車が、同表右欄に掲げる区間のみを通行する場合には、記一の規定にかかわらず、それぞれ1回の通行につき、普通車500円、大型車1,000円とする。

路線名		特定料金の徴収区間
東京線	都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目から同都世田谷区砧公園まで〔池尻出入口から砧公園まで（池尻出入口から三軒茶屋出入口まで及び池尻出入口から用賀出入口までを含む。）〕
	千葉県道高速湾岸線	千葉県浦安市美浜三丁目から同縣市川市高谷まで〔浦安出入口から高谷まで（浦安出入口から千鳥町出入口までを含む。）〕
	埼玉県道高速葛飾川口線	埼玉県川口市本蓮一丁目から同市大字西新井宿まで〔新郷出入口から大字西新井宿まで（新郷出入口から安行出入口まで及び新郷出入口から新井宿出入口までを含む。）〕
	埼玉県道高速足立三郷線	埼玉県八潮市大字大曾根から同県三郷市番匠免二丁目まで〔八潮南出入口から番匠免二丁目まで（八潮南出入口から八潮出入口まで及び八潮南出入口から三郷出入口までを含む。）〕
神奈川線	横浜市道高速2号線	神奈川県横浜市南区高根町三丁目又は同市中区弥生町五丁目から同市保土ヶ谷区狩場町まで〔阪東橋出入口から狩場町まで（阪東橋出入口から花之木出入口まで及び阪東橋出入口から永田出入口までを含む。）〕

### 三. 環境ロードプライシング料金の額

E T C車のうち大型車(以下「E T C大型車」という。)が、神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで(東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで)の区間又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで(殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで)の区間のいずれかの区間のみを通行する料金の額は、記一.及び記二.の規定にかかわらず、1回の通行につき600円とする。

### 四. 均一料金において割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 障害者割引については、次のとおりとする。

#### (イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、次の又はの要件を満たすものとして、首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード〔会社との契約に基づきE T Cカード(建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。)が定めたE T Cシステム利用規程(平成20年12月1日)第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。〕又はE T Cパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行するE T Cカードをいう。以下同じ。)と車載器(同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。)をともに使用する場合に限る。

- (ロ) 割引率  
50%以下とする。

(2) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

- (イ) 割引を適用する自動車  
割引を適用する自動車は、E T C大型車とする。

- (ロ) 割引率  
20%とする。ただし、割引後の料金の額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 50 円に切り下げた金額をもって徴収する料金の額とする。

(ハ) 適用区間

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間とする。ただし、神奈川線において通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

(3) E T C前納割引については、次のとおりとする。

- (イ) 割引を適用する自動車  
割引を適用する自動車は、E T Cクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

- (ロ) 割引率  
下表を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500 円	10,000 円	約 5%
58,000 円	50,000 円	約 14%

(4) E T C曜日別時間帯別割引については、次のとおりとする。

- (イ) 割引を適用する自動車  
割引を適用する自動車は、E T C車とする。

- (ロ) 割引率  
下表を適用する。ただし、本割引の割引額について 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円単位に四捨五入した額とする。

区分	時間帯	割引率
月曜日～土曜日	0 時以後 6 時前	20%
	22 時以後 24 時前	
日曜日及び祝日	終日	20%

（注） 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。

日曜日及び祝日における割引率は、記(ロ)にかかわらず、平成 21 年 4 月 1 日から平

成 23 年 3 月 31 日までの間、普通車にあっては 30%とし、本割引の割引額について 50 円未満の端数があるときは 24 捨 25 入により 50 円単位の端数処理をした額とする。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ) に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出をする。

(5) ETC一般向け頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

記(イ)の自動車を使用するETCカード1枚ごとの利用金額に対し、利用実績算出期間内における月間利用実績に応じて、下表を適用する。

月間利用実績区分	割引率
5,000 円未満	0%
5,000 円以上 10,000 円未満	1%
10,000 円以上 30,000 円未満	2%
30,000 円以上 50,000 円未満	4%
50,000 円以上 70,000 円未満	6%
70,000 円以上	8%

記(ロ) に定める利用実績算出期間は、利用した月の前々月における 1 か月間をいう。

機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ) に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出をする。

(6) ETC大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード（会社との契約に基づきETCシステム取扱道路管理者（六会社及び公社等をいう。）から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

ETC車両単位割引

記(イ)の自動車を使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表を適用する。

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

## E T C 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5 千円を超える場合にあっては、当該利用者の記(ロ) に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し 5%の割引率を適用する。

機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ) に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出をする。

(7) E T C 会社間連続利用割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C 車のうち下表中欄の接続地点を經由し、東日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線の組合せで通行する自動車とする。ただし、会社が管理する路線については、下表右欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。

路線	接続地点	路線
一般国道 16 号( 横浜横須賀道路 )	横浜市金沢区並木三丁目	神奈川県道高速横浜羽田空港線 ( 横浜公園 )、神奈川県道高速湾岸線 ( 杉田、三溪園 )、横浜市道高速 2 号線 ( 石川町 )

なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、上表について軽微な変更が生じた場合は、事前に国土交通大臣に届出をする。

(ロ) 割引額

普通車 100 円、大型車 200 円とする。

(8) E T C 路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C コーポレートカード ( ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。 ) を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス ( 乗車定員 30 人以上の自動車のうち、道路運送法 ( 昭和 26 年法律第 183 号 ) 第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。 ) とする。

(ロ) 割引率

39% 以下とする。

(9) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C 車とする。



(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(二) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(10) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を限定する。

(二) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(11) 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C 前納割引又は E T C 一般向け頻度割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(ロ) E T C 路線バス割引を適用する自動車は、他の割引と重複して適用しない。

(ハ) 環境ロードプライシング割引、E T C 前納割引、E T C 曜日別時間帯別割引、E T C 一般向け頻度割引、E T C 大口・多頻度割引及び E T C 会社間連続利用割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

重複適用の有無

	環境					
前納		前納				
曜日別			曜日別			
一般		×		一般		
大口		×		×	大口	
会社間	×					会社間

…適用あり

×…適用なし

(注) 「環境」、「前納」、「曜日別」、「一般」、「大口」及び「会社間」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、E T C 前納割引、E T C 曜日別時間帯別割引、E T C

一般向け頻度割引、E T C大口・多頻度割引及びE T C会社間連続利用割引を指す。

重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング割引又はE T C会社間連続利用割引
2	E T C曜日別時間帯別割引
3	E T C前納割引、E T C一般向け頻度割引又はE T C大口・多頻度割引

別紙 21〔3〕一.中「追徴」を「徴収」に改める。

別紙 21〔3〕二.中「首都高速道路を通行してきた自動車」を「首都高速道路を通行してきたE T C車」に改め、「乗継券を提出した自動車又は」を削り、「これを1回の通行とみなす。」を「これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきたE T C車以外の自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、記〔2〕一.に定める額を適用するまでの間、これを1回の通行とみなす。」に改める。

別紙 21〔3〕三.(1)中「首都高速道路の料金については、平成20年度における、会社が別に定める日以降は対距離料金の額を」を「記〔2〕に掲げる事項は平成23年度以降における会社が別に定める日から」に改める。

別紙 21〔3〕三.(2)中「長距離利用者」を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により国土交通大臣の同意を得た計画に基づく環状道路へのう回誘導割引、国幹道等との連続利用割引、長距離利用に対する料金の上限を抑える等」に改める。

別紙 21〔3〕三.中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(1)として次を加える。

- (1) 記〔1〕に掲げる事項は平成21年4月1日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

別紙 21中〔3〕を〔4〕とし、〔2〕を〔3〕とし、〔1〕の次に〔2〕として次を加える。

〔2〕 対距離料金の額

一. 通常料金の額

- (1) 1キロメートル当たりの料金の額

1キロメートル当たりの普通車の料金の額は、29.52円とする。

- (2) 利用1回に対して課する基本料金の額

利用1回に対して課する普通車の基本料金の額は、200円とする。

- (3) 大型車の料金の額

記(1)及び記(2)に定める額に2を乗じて得た額とする。

- (4) 適用方法

- (1) キロ程

入口、出口又は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社あるいは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部(以下「出入口等」という。)の間のキロ程は、街路と

の接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入しない、出入口等相互間の最短経路により算出した距離とし、別添のとおりとする。

(ロ) 1回の通行に係る料金の計算額

1回の通行に係る料金の計算額は、車種ごとに出入口等間のキロ程に応じて、次の算式により算出する。

$$\text{料金の計算額} = L R + F \quad (\text{単位：円})$$

(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等間のキロ程（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する基本料金の額（単位：円）

(ハ) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(ロ)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等間のキロ程に応じた額に消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二. 対距離料金において割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 障害者割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、手帳に、次の又はの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合には限る。

(ロ) 割引率

50%以下とする。

(2) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C大型車とする。

(ロ) 割引率

20%とする。ただし、割引後の料金の額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 50 円に切り下げた金額をもって徴収する料金の額とする。

(ハ) 適用区間

神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで（大黒ジャンクションから川崎浮島ジャンクションまで）及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで（殿町出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間とする。

(3) E T C前納割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T Cクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

下表を適用する。

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500 円	10,000 円	約 5%
58,000 円	50,000 円	約 14%

(4) E T C曜日別時間帯別割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

(ロ) 割引率

割引率は首都高速道路ネットワークの有効活用の観点で、会社が別に定める。

(5) E T C一般向け頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

記(イ)の自動車が使用するE T Cカード1枚ごとの利用金額に対し、利用実績算出期間内における月間利用実績に応じて、下表を適用する。

月間利用実績区分	割引率
5,000 円未満	0%
5,000 円以上 10,000 円未満	1%
10,000 円以上 30,000 円未満	2%

30,000 円以上 50,000 円未満	4%
50,000 円以上 70,000 円未満	6%
70,000 円以上	8%

記(ロ) に定める利用実績算出期間は、利用した月の前々月における 1 か月間をいう。  
 機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ) に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出をする。

(6) ETC 大口向け頻度割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車のうち ETC コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車とする。

(ロ) 割引率

記(イ)の自動車が使用する ETC コーポレートカード 1 枚ごとの月間利用金額に対し、下表を適用する。

月間利用金額	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円を超え、10,000 円までの部分	2%
10,000 円を超え、30,000 円までの部分	5%
30,000 円を超え、50,000 円までの部分	8%
50,000 円を超える部分	12%

機構への貸付料の支払に支障のない範囲で、記(ロ) に定める表について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出をする。

(7) ETC 路線バス割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC コーポレートカード(ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バスとする。

(ロ) 割引率

39%以下とする。

(8) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車とする。

(ロ) 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

(二) 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(9) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

実施する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

(10) 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、E T C 前納割引又は E T C 一般向け頻度割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(ロ) E T C 路線バス割引を適用する自動車は、他の割引と重複して適用しない。

(ハ) 環境ロードプライシング割引、E T C 前納割引、E T C 曜日別時間帯別割引、E T C 一般向け頻度割引及び E T C 大口向け頻度割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。

重複適用の有無

	環境				
前納		前納			
曜日別			曜日別		
一般		×		一般	
大口		×		×	大口

…適用あり

×…適用なし

(注) 「環境」、「前納」、「曜日別」、「一般」及び「大口」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、E T C 前納割引、E T C 曜日別時間帯別割引、E T C 一般向け頻度割引及び E T C 大口向け頻度割引を指す。

重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング割引
2	E T C 曜日別時間帯別割引

- 三． 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、E T C の普及状況、社会実験の結果等を勘案し、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）の規定により国土交通大臣の同意を得た計画に基づく環状道路へのう回誘導割引、国幹道等との連続利用割引、長距離利用に対する料金の上限を抑える等の負担軽減措置の導入など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行う。

別紙 2 1 中別添を次のように改める。







都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

									加平	八潮南
								小菅JCT	2.9	2.9
									2.9	5.8
						堀切JCT	0.7	1.2	4.1	7.0
				向島	1.4	2.1	2.6	5.5	8.4	8.4
			駒形	-	1.7	3.1	3.8	4.3	7.2	10.1
		両国JCT	-	-	-	-	-	-	-	-
	箱崎JCT・箱崎浜町・清洲橋	1.3	2.0	4.4	6.1	7.5	8.2	8.7	11.6	14.5
江戸橋JCT	1.2	2.5	3.3	5.7	7.4	8.8	9.5	10.0	12.9	15.8
			4.5	6.9	8.6	10.0	10.7	11.2	14.1	17.0

堀切JCT	四つ木
	1.5

	八潮	三郷JCT・三郷
		-
八潮南	1.5	4.6
加平	4.4	7.5
小菅JCT	7.3	10.4
小菅	-	-
堀切JCT	8.5	11.6
堤通	9.9	13.0
向島	11.6	14.7
駒形	-	-
両国JCT	16.0	19.1
箱崎JCT・箱崎浜町・清洲橋	17.3	20.4
江戸橋JCT	18.5	21.6

都道首都高速7号線

				一之江	京葉道路
				-	-
		小松川JCT (仮称)	0.3	1.7	3.8
	錦糸町	4.1	4.4	5.8	7.9
両国JCT	2.5	6.6	6.9	8.3	10.4

都道首都高速8号線

京橋JCT	東京高速道路
	0.1

都道首都高速9号線

				塩浜	枝川	辰巳JCT
				-	-	1.7
		木場	0.6	-	-	2.2
	福住	1.8	-	-	-	3.5
箱崎JCT・箱崎浜町・清洲橋	-	1.8	-	-	-	4.1
			-	-	-	5.3

都道首都高速11号線

		有明JCT
		-
芝浦JCT	台場	5.0
	2.8	-

都道首都高速葛飾江戸川線

				清新町	葛西JCT
				2.2	4.7
		小松川JCT (仮称)	-	-	-
	平井大橋	-	-	-	-
四つ木	2.6	5.0	-	8.7	11.2

都道首都高速晴海線

		東雲JCT
		1.3
晴海仮 (仮称)	豊洲	2.7
	-	-

都道首都高速板橋足立線

				王子北	江北JCT
				-	2.4
		滝野川	-	-	-
	新板橋	-	-	-	-
板橋JCT	0.9	1.0	4.1	-	7.1

都道首都高速品川目黒線

		大井JCT
		-
大橋JCT (仮称)	五反田 (仮称)	9.4
	3.4	-



